

平成27年 2 月 16 日提出

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定について

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う関係条例の整備に関す
る条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う関係条例の整備に
関する条例

(熊本市情報公開条例の一部改正)

第1条 熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の一部を次のように改正す
る。

附則に次の1項を加える。

(山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置)

9 平成27年4月1日に実施される山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事
務の変更の際現に同組合が保有していた文書等で本市が引き継ぐものについ
ては、附則第2項第1号の規定は適用せず、同項第2号中「この条例の施行の日」
とあるのは、「平成27年4月1日」と読み替えて、同号の規定を適用する。

(熊本市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）の一部を次のように改
正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置)

17 平成27年4月1日に実施される山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する
事務の変更の際現に同組合が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務に

係る第6条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、平成27年4月1日以後遅滞なく」とする。

- 18 平成27年4月1日に実施される山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更前にした山鹿植木広域行政事務組合個人情報保護条例（平成18年条例第2号）の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、同条例の例による。

（職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正）

第3条 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置）

- 5 平成27年4月1日前に山鹿植木広域行政事務組合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものが同日前に山鹿植木広域行政事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和47年条例第14号）第2条の規定により受けた承認については、第2条の規定による本市の任命権者の承認とみなす。

（熊本市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第4条 熊本市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置）

- 5 平成27年4月1日前に山鹿植木広域行政事務組合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものが同日前において山鹿植木広域行政事務組合職員の服務の宣誓に関する条例（昭和47年条例第6号）に基づき行った服務の宣誓は、この条例の規定に基づく宣誓とみなす。

（熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部改正）

第5条 熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和28年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置）

- 5 平成27年4月1日前に山鹿植木広域行政事務組合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものに対して同日前になされた山鹿植木広域行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和47年条例第9号）及び山鹿植木広域行政事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和47年条例第10号）の規定による分限及び懲戒の手続及び効果は、この条例の相当規定による手続及び効果とみなす。

（熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則中第9項を第10項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

（山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置）

- 5 平成27年4月1日前に山鹿植木広域行政事務組合の職員であった者で引き続き本市の職員となったもののうち同日前に同組合の任命権者により育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認を受けた者については、本市の任命権者の承認を受けたものとみなしてこの条例の規定を適用する。

（熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第7条 熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則中第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置）

第6条 平成27年4月1日前に山鹿植木広域行政事務組合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものが同日前に山鹿植木広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号。以下「山鹿植木広域行政事務組合条例」という。）の規定により承認を受けた病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇については、この条例の相当規定により本市の任命権者の承認を受けたものとみなす。

- 2 平成27年4月1日前に山鹿植木広域行政事務組合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものの同日から同年12月31日までの年次有給休暇の

日数については、第 11 条の規定にかかわらず、同年 3 月 31 日における山鹿植木広域行政事務組合条例の規定による年次有給休暇の残日数とする。

(熊本市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第 8 条 熊本市職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 12 項を第 13 項とし、第 8 項から第 11 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

(山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う経過措置)

8 平成 27 年 4 月 1 日前に山鹿植木広域行政事務組合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものに係る第 2 条の規定の適用については、その者の本市の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間は、本市の職員としての勤続期間とみなす。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。